

会 議 録

会議の名称	令和2年第2回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和2年8月17日（月）	午後1時30分から 午後2時15分まで
開催場所	本庄市保健センター研修室	
出席者	被保険者代表	関口 博美、木村 市作、新井 千奈美、小林 利江
	保険医又は保険薬剤師代表	関根 正幸、中村 哲哉、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、小暮 純一、境野 広明、根岸 誠
	被用者保険等保険者代表	松村 康之、岡 裕子、栗島 忠志
	市職員	丸山 仁（収納課長）
	事務局	星野 政洋（保険課長）、齊藤 理恵（保険課長補佐兼国保係長）
欠席者	杉 好夫（被保険者代表）、松本 直樹（保険医又は保険薬剤師代表）	
議 題 （次 第）	1 開会 2 あいさつ 3 新委員の紹介 4 議事 (1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算について (2) 令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算について (3) 本庄市国民健康保険条例及び本庄市国民健康保険税条例の一部改正について（報告） 5 その他 6 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1 令和元年度本庄市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込 ・資料2 令和2年度国民健康保険特別会計予算総括表（9月補正案） ・資料3 条例案の写し及び関係資料 ・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿	
その他特記事項	傍聴人：1人	
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	<p>1 開会</p> <p>【事務局職員及び出席職員の紹介】</p> <p>【本協議会成立の報告】</p> <p>【傍聴人の有無の報告】</p> <p>【配付資料の確認】</p>
会長	<p>2 あいさつ</p> <p>【会長あいさつ】</p>
保険課長補佐	<p>3 新委員の紹介</p> <p>【新委員4人を紹介】</p>
保険課長補佐	<p>4 議事</p> <p>【会長に議事の進行を委任】</p>
議長	<p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。よろしくお祈いします。</p> <p>議事（1）「令和元年度国民健康保険特別会計決算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（1）について御説明いたします。</p> <p>【資料1に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。順調に推移しているようでございます。</p> <p>収納課長がお見えですので、令和元年度の保険税の収納率の状況を説明していただけますか。</p>
収納課長	<p>暫定ではございますが、令和元年度の国民健康保険税の収納率を報告させていただきます。</p> <p>現年度分は93.83%、前年度比0.09ポイントのマイナスです。滞納繰越分は23.27%、前年度比2.90ポイントのプラスです。現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は82.14%で、前年度比で2.32ポイントのプラスとなりました。</p> <p>参考に申し上げますと、この合計の収納率82.14%は、県の市町村課が集計しました資料によりますと、県内40市中12番目となっております。</p> <p>今年度につきましても、県の運営方針で設定されている国民健康保険税の現年度分収納率93%以上と滞納繰越分収納率22%以上の達成に向けて努めてまいりますので、御理解を頂きたいと存じます。</p> <p>収納課からは以上です。</p>
議長	<p>収納率も順調なようで、是非とも頑張ってくださいと思います。</p> <p>それでは、議事（1）について、皆さんから御質疑等がございましたら、</p>

	<p>挙手にてお願いします。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事（１）については、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（１）については、原案のとおり承認されました。</p> <p>ここで、収納課長は所用により退席とのことでございます。御苦勞様でした。</p>
収納課長	<p>失礼します。</p> <p>【収納課長が退室】</p>
議長	<p>それでは、議事（２）「令和２年度国民健康保険特別会計９月補正予算について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（２）について御説明いたします。</p> <p>【資料２に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>議事（２）について、皆さんから御質疑等はございますか。</p>
松村委員	<p>先ほどの説明で、平成３０年度も令和元年度も赤字補填のための一般会計からの繰入れはないとのことでしたが、令和２年度も同様に繰入れの予定はないということよろしいですか。</p>
議長	<p>事務局、いかがですか。</p>
保険課長	<p>令和２年度についても、繰入れの予定はありません。</p>
松村委員	<p>会計は大変うまくいっていると思いますが、うまくいっている一番の理由は何でしょうか。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
保険課長	<p>うまくいっている一番の理由でございますが、先ほど収納課長の話にもありましたとおり、保険税の収納率が順調で、県の運営方針の基準を上回っているということかと考えております。</p>
松村委員	<p>加入者の立場から言いますと、一般会計からの繰入れをすることは保険料の二重負担ということになりますので、今後も繰入れをしない形で進めていただくようお願いいたします。</p>
議長	<p>本庄は、昔は繰入れが多くありまして、過去に２回保険税を上げまして市民に大変な負担を強いましたけれども、今はおかげさまで繰入れをしなくても済むような状態になりました。</p> <p>ほかに御質疑はございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事（２）については、原案のとおり決定すること</p>

	<p>とに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（２）については、原案のとおり決定しました。</p> <p>続きまして、議事（３）「本庄市国民健康保険条例及び本庄市国民健康保険税条例の一部改正について」を、事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（３）について御説明いたします。</p> <p>【資料３に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>条例の一部改正について、細かく説明を頂きました。</p> <p>議事（３）について、皆さんから御質疑等はございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にありませんので、議事（３）については、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（３）については、原案のとおり承認されました。</p> <p>それでは、議事がすべて終了しました。御協力ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。</p>
保険課長補佐	<p>５ その他</p> <p>【事務局からの連絡（３点）】</p>
保険課長	<p>まずは、お手元に配付しました緑の封筒の中の資料を御覧ください。</p> <p>１点目は、国保連合会が発行した冊子についてでございます。「埼玉の国保」３０５号から３０７号までと「国民健康保険の概要」の計４冊を配付いたしました。いずれも国保制度に関する理解を深めることを目的とした冊子ですので、是非とも御一読いただきたいと思っております。</p> <p>２点目は、新型コロナウイルス感染症関連の保険税の減免についてでございます。お手元の資料「本庄市国民健康保険の被保険者の皆様へ」を御覧ください。</p> <p>こちらの表面は、先月発送しました国保税の納税通知書に同封した文書と同じものになります。裏面は、減免に該当するかどうかを確認するチェックシートでございます。</p> <p>表面をお願いします。</p> <p>この減免は、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、厚労省より国の財政支援の基準により減免を行った保険税については、災害等臨時特例補助金等が交付されることとなったもので、本庄市においても国の基準に沿って減免を実施したものでございます。</p>

減免の内容ですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①②の要件を満たす方は、保険税が減免となるというもので、保険税の減免の対象となる方として、①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方は、保険税が免除されます。また、②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、保険税が減額されます。

収入減少が見込まれる世帯の要件については、その下の※印「保険税が減額される具体的な要件」に記載されているとおり、生計維持者について（１）事業・不動産・山林・給与収入のいずれかの収入が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること、（２）前年の所得の合計額が1000万円以下であること、（３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとしております。

その下は、保険税の減免額の計算についての説明になりますが、減免額は括弧の左側の減免対象の保険税額に右側の合計所得金額に応じた減免割合を掛けた金額になります。

減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものでございます。

制度の周知については、納税通知書に案内を同封したほか、広報ほんじょう7月号及び市ホームページへの掲載、本庄商工会議所及び児玉商工会へのパンフレット等の設置、農業委員会総会でのパンフレットの配付を実施しております。

現在までの申請件数ですが、8月11日時点で134件となっております。

3点目は、第2期データヘルス計画策定の業務委託についてでございます。こちらは、配付資料はございません。

データヘルス計画は、特定健診やレセプトのデータを分析して、効果的で効率的な保健事業を実施するための計画で、平成29年3月に策定しました第1期データヘルス計画の計画期間が令和2年度末をもって満了することに伴い、次期データヘルス計画の策定を今年度実施しておりますので、現在の状況を御報告させていただきます。

第2期データヘルス計画は、これまで実施してきた計画の目標達成状況や各保健事業の効果検証を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものでございます。

計画の策定に当たっては、本庄市国民健康保険データヘルス計画策定業務として、市の物品等競争入札参加資格者名簿から業者5者を選定し、指名競争入札を7月17日に行い、日本健保株式会社を委託事業者として決定しております。

今後は、PDCAサイクルに沿った計画となるよう、現行計画の取組を評

	<p>価し、改めて特定健康診査結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して被保険者の健康状態や医療費の現状を把握することで、新たな課題又は継続的な課題を抽出し、その課題に対して必要に応じた見直しを図り、また、本庄市総合振興計画やその他の計画等との位置付けや関係性を整理し、委託事業者と計画策定を進めることとしております。</p> <p>なお、現在の第1期データヘルス計画は、市ホームページの保険課の情報欄にも掲載されております。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
保険課長補佐	<p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ほかにはないので、これで次第5その他を終了します。</p>
副会長	<p>6 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

令和2年 9月14日

会議録署名 会長

水戸 光男